

RV パーク道の駅虹の森公園まつの施設利用規則

道の駅虹の森公園まつのでは、お客様に安全且つ快適にお過ごしいただくため、下記のとおり施設利用規則を定めておりますので、RV パークをご利用に際しましてご遵守いただきますようお願い申し上げます。この規則をご遵守いただけない場合、当施設のご利用をお断り申し上げますのでご承知おきくださいませ。

この規則は、道の駅虹の森公園まつの全施設（駐車場、トイレ、敷地等すべて含む。以下総称し「道の駅虹の森公園まつの諸施設（以下「施設）」という）に適用させていただきます。

1、利用申込み

(1)受付

本施設の利用希望者は、必要事項を所定の「RV パーク 道の駅虹の森まつの利用申込書（以下申込書）」にご記入のうえ、道の駅虹の森公園内「おさかな館」受付にてお申込み下さい。原則ご予約は不要とですが、スペースには限りがありますので、事前にご予約いただければ確保する事も可能です。ご予約は申込書を郵送またはファックスにて送付、もしくはお電話にてご予約下さい。

Web による受付は行っておりません。また、満車時のキャンセル待ち等の受付も行っておりません。予めご了承ください。

申込書は道の駅虹の森公園まつのホームページからダウンロード可能です。

受付開始日はご利用日の 1 か月前から行います。ご利用についてのご相談・ご照会は随時電話にて承ります。

申込書に必要事項が記入されていない場合、または下記の利用の制限に該当する場合は、お申込みをお受けできません。予めご了承下さい。

受付時間は 10：00～17：00（休館日を除く）です。当日はおさかな館受付までお越しください。※上記時間外はお受けできない場合があります。ご予約時、やむを得ず到着が 17 時以降に遅れる場合は、お早めにご連絡をお願いします。

お問い合わせ TEL：0895-20-5006 FAX：0895-20-5012

ホームページ：<http://www.morinokuni.or.jp>

(2)本施設の営業日、営業時間

- ・ 道の駅 虹の森公園まつの おさかな館（RV パーク受付）10：00～17：00
- ・ 休館日：1月1日（元日）
- ・ 駐車場、トイレは 24 時間開放

※ただし、修理・点検などその他道の駅虹の森公園まつのが指定した日および時間は除きます。ご不明な点は予めご照会下さい。

(3)利用可能とする車両

(a)駐車場枠内（5メートル以内）に収まるすべての車種。

※牽引車、トレーラー他駐車スペースに収まらない車両のご利用はお断りします。

(b)100V（電力1500Wまで）の電源を利用できる車両。

※電源を利用しない場合、当該サービスの提供をすることはできません。

(4)利用料金について

(a)ご利用者は道の駅虹の森公園まつのが定める施設管理手数料をお支払い下さい。

※詳細は別紙「施設管理手数料」をご参照ください。

(b)施設管理手数料は一括前払いとし、当日利用開始前の受付時にお支払い下さい。

(5)施設管理手数料等の返還について

運営者は、下記「6. 損害賠償および免責について」(3)、(4)以外の事由により予約の解除・利用の中止・利用の解除等をした場合は、事由の如何に関わらず利用者より受領した施設管理手数料等の返還はいたしません。

2、火災予防及び保安について

(1)施設内において車外でのトーチランプ・ガスコンロ等火器を用いた調理、焚火や花火、また喫煙場所以外での喫煙は固くお断りいたします。

(2)周辺私有地、施設バックヤードなどお客様用以外への立ち入りは行わないで下さい。

3、お忘れ物等の取り扱いについて

(1)お忘れ物、拾得物の処置は法令に基づいてお取り扱いさせていただきます。

4、反社会的勢力等の施設利用の禁止について

(1)次に掲げる団体、組織、個人について、当道の駅諸施設のご利用をお断りします。

(a)暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びその関係者

(b)暴力団、暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体の関係者

(c)反社会的団体、反社会的団体員及びその関係者

(d)暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的不当要求及びこれに類する行為が認められる場合

(e)心神耗弱、薬物等により自己喪失など自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある者

(f)下記5の「その他禁止事項」について、当道の駅から注意を受けてもその行為を止めなかった者

5、その他禁止事項

- (1)本施設を利用する権利を第三者への譲渡や転貸、質権等の担保にする等の行為。
- (2)敷地内で高声、放歌、その他喧騒な行為、車両のアイドリングなど他のお客様に迷惑となる行為。また、夜間の騒音、ヘッドライト等の照射など、近隣住宅への迷惑となる行為。
- (3)施設内に他のお客様のご迷惑になるものを持ち込む行為。
 - (a) 施設建物内に犬、猫等の動物類全般の同伴（但し、盲導犬、介助犬等は除く）。
 - (b)発火、引火しやすい火薬や揮発油類、危険性のある製品、悪臭を発するもの、著しく多量な物品、その他法令で所持を禁止されているもの等。
- (4)賭博などの風紀、治安を乱すような行為。その他公序良俗に反する行為。
- (5)施設内で許可なく広告、宣伝物の配布や物品の販売、営業行為、署名活動等を行うこと。
- (6)施設内に所持品を放置すること。
- (7)備品を他の場所へ移動したり、施設外に持ち出したりすること。
- (8)建築物、設備に傷や異物をつける等、現状に変更を加えたりすること。
- (9)街宣車、違法改造車等、他のお客様に不安感を及ぼす、又は迷惑となるおそれがあると道の駅が判断する風体や車両等で、来場または駐停車すること。
- (10)その他当道の駅が不相当と判断する行為。

6、損害賠償および免責について

- (1)利用者または利用者の関係者が本施設およびその設備・備品その他関連施設を毀損、汚損、紛失等したり、他の施設もしくは本施設の他の利用者に損害を与えた場合、その他本施設の管理運営等に支障をきたす事態を発生させた場合、利用者はただちに運営者に連絡してください。この場合、利用者は運営者および相手方の被った損害を賠償しなければなりません。
- (2) 前記「5.その他禁止事項」に定める事由により、予約の解除・利用の中止、停止・利用の解除等をした場合、利用者がこれにより損害を受けても運営者はその損害を賠償する責を負いません。
- (3)不測の事故、天災地変および官公署の命令・指導などにより、本施設の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても運営者はその損害を賠償する責を負いません。
- (4)運営者は、運営者の故意または重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による利用者の損害については、その責を負いません。
- (5)本施設の機材・設備等の故障等により利用者の所期の目的が達成されない場合、運営者は施設利用料の返金以上の損失補償はいたしかねます。

- 1 本規則は平成 27 年 8 月 6 日より施行します。
- 2 本規則は、令和 6 年 9 月 1 日から一部改正し施工します。